ロ 相続

綴順	様式番号	提出書類		頁	個人	摘要
1	表紙	認可申請書		140	○	
2	第二十二号の十	相続認可申請書		154	○	
3	別紙一	役員等の一覧表		34	○	
4	別紙二	営業所一覧表		35	○	
5	別紙三	専任技術者一覧表		38	○	
6	第二号	工事経歴書		40-49	○	業種別に作成，実績なしでも添付。
7	第三号	直前３年の各事業年度における工事施工金額		50-51	○	
8	第四号	使用人数		52	○	
9	第六号	誓約書		53	○	
10	第七号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書		54	○	様式第七号の二，別紙一，別紙二を提出した時は提出不要
11	第七号別紙	常勤役員等の略歴書		55	○	
12	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		58	○	様式第七号，別紙を提出した時は提出不要
13	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書		62	○	
14	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		63	○	
15	第七号の三	健康保険等の加入状況		66	□	
16	第二十二号の十一	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書		145	☆	様式第七号の三を申請時に提出した時は提出不要
17	第八号	専任技術者証明書（新規・変更）		68	☆	承継と同時に専任技術者が変更となる場合必要
18		監理技術者資格者証	※該当する資料のみ添付（注１）	−	☆	
19		卒業証明書		−	☆	
20		資格証明書の写		−	☆	
21	第九号	実務経験証明書		78	☆	
22	第十号	指導監督的実務経験証明書		79	☆	
23	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		80	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもののみ
24	第十二号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所，生年月日等に関する調書		81	○	監査役及び経営業務の管理責任者は作成不要
25		登記されていないことの証明書（注２）		82	○	発行後３か月以内のもの
26		身元（身分）証明書（注２）		83	○	発行後３か月以内のもの 外国籍の人は不要
27	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所，生年月日等に関する調書		84	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもののみ
28		登記されていないことの証明書（注２）		82	○	発行後３か月以内のもの
29		身元（身分）証明書（注２）		83	○	発行後３か月以内のもの 外国籍の人は不要
30	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前１年分）		86, 103-106	○	新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
31		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）		−	☆	発行後３か月以内のもの 支配人登記がされている場合に提出
32	第二十号	営業の沿革		107	■	
33	第二十号の二	所属建設業者団体		108	■	該当なしの場合も添付
		納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額	個人事業税	−	○	決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
34	第二十号の三	主要取引金融機関名		109	○	
35		戸籍謄本等		−	○	被相続人と申請者の続柄確認ができるもの
36		被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書		−	○	申請者以外に相続人がいる場合に必要 申請者以外の全ての相続人が住所及

37		委任状	-	☆	代理申請の場合 発行後３か月以内のもの
確認資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	-	□	
		営業所所在地の確認資料	33	○	
		財産的基礎の確認資料（注３）	21	○	
		適正な経営体制の確認資料	56,64	○	
		実務経験の確認資料	69,78	☆	国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	□	

○印→必要とする書類
☆印→場合によっては必要な書類
□印→必要とする書類だが，申請時に提出困難な場合，事業承継後２週間以内に提出する書類
■印→必要とする書類だが，申請時に提出困難な場合，事業承継後３０日以内に提出する書類

（注１）No.18～22について
該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が，許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は，許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

(注２）No.25，No.26，No.28，No.29「登記されていないことの証明書」及び「身元（身分）証明書」について
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については，役員等の一覧表（別紙１）に記載する必要がありますが，法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注３）確認資料「財産的基礎の確認資料」について
【一般建設業許可の場合】
・認可申請前に更新をしたことがない場合，下記①又は②で確認します。
・認可申請前に１回以上更新をしたことがある場合，下記①，②又は③で確認します。
①「自己資本が500万円以上あること。」で確認
　→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる，「様式第十五号　貸借対照表」により確認。
②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認
　→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書，融資可能証明書」
　　※申請受理前１か月以内のものにより確認。
③直前５年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。
　→詳細はＰ．２１を御覧ください。
【特定建設業許可の場合】
Ｐ．２１を確認してください。